

令和8年度

浜松市立犬居小学校

第1回 学校運営協議会



令和8年4月24日（金）14：00～

令和8年度 第1回 学校運営協議会

浜松市立犬居小学校

< 日程及び内容 >

- 1 授業参観（14：05～14：30） 体育館
- 2 開催要件の確認（14：35～） 多目的ルーム
- 3 校長挨拶
- 4 新規委員任命書・学校支援コーディネーター委嘱所交付
- 5 自己紹介（委員、学校支援CD、CSディレクター、学校職員）
- 6 学校・地域連携課より
- 7 会長の選出
- 8 副会長の指名
- 9 議長の選出
- 10 前回会議録確認
- 11 熟議

- 授業の様子、子供たちの様子について
- 令和7年度犬居小学校運営の基本方針の概要説明
- 犬居小学校いじめ防止基本方針について
- R8自己評価より自己目標について
- その他（「夢育やらまいか」意見書について）

12 報告

- 昨年度の活動報告

13 連絡

○今後の予定

- ・ 第2回学校運営協議会 7月24日（金）13:00～
熟議（目指すこども像の検討）
- ・ 第3回学校運営協議会 10月 7日（水）14:00～
授業参観、熟議（学校・家庭・地域の役割、支援策等）
- ・ 第4回学校運営協議会 2月 1日（月）14:00～
授業参観、熟議（学校関係者評価、学校運営協議会の自己評価等）

○学校行事等の予定

- ・ すみれの里大運動会 10／31（土）
予備日① 11／2（月） ② 11／3（火）
- ・ 学習発表会 12／5（土）
- ・ 卒業式 3／19（金）

*会議録を作成してホームページに掲載します。お名前が掲載される場合があります。御了承ください。

令和8年度 犬居小学校 学校運営協議会名簿

委員

	氏 名		
1	入手 昌彦	民生委員児童委員	
2	花嶋 徳光	人権擁護委員	
3	児玉 順子	主任児童委員	
4	山下 尚美	読み聞かせボランティア代表	学校支援CD
5	小林 優太	犬居小PTA会長（R7）	
6	酒井陽一郎	犬居小PTA会長（R8）	
7	鈴木 朋子	放課後子供教室スタッフ	

学校支援CD

	氏 名		
	前田 浩子	図書館補助員	
	山下 尚美	春野中学校運営協議会委員兼務	
	岡田 久世	気田小理科支援員	

メモ

○浜松市学校運営協議会規則

令和元年8月29日

浜松市教育委員会規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第47条の5の規定に基づき、学校運営協議会（以下「協議会」という。）について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 対象学校 協議会が、その運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校をいう。
- (2) 校長 対象学校の校長（園長を含む。）をいう。
- (3) 児童生徒 対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児をいう。
- (4) 保護者 児童生徒の保護者をいう。
- (5) 地域住民 対象学校の所在する地域の住民をいう。
- (6) 地域住民等 地域住民、対象学校の運営に資する活動を行う者その他の関係者をいう。

(目的)

第3条 協議会は、児童生徒及び地域の現状並びに学校の課題を捉え、特色ある学校づくりを推進するとともに、地域とともにある学校の実現に資することを理念として、浜松市教育委員会（以下「教育委員会」という。）及び校長の権限と責任の下、保護者及び地域住民等の対象学校の運営への参画を促進し、もって当該運営の改善及び児童生徒の教育活動の充実を図ることを目的とする。

(設置)

第4条 教育委員会は、前条の目的が達成できると認められる場合には、当該目的が達成できると認められる学校ごとに、協議会を置くものとする。ただし、教育委員会が2以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要があると認める場合には、2以上の学校について一の協議会を置くことができる。

2 教育委員会は、前項の規定により協議会を置く場合には、校長、保護者及び地域住民等の意見を反映するよう努めるものとする。

(協議会の役割)

第5条 協議会は、次に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 対象学校の運営に関すること。
- (2) 対象学校の運営への必要な支援に関すること。
- (3) 児童生徒の健全育成に関すること。

- 2 協議会は、協議の結果について、保護者及び地域住民等の理解を促し、主体的な参画並びに支援及び協力を得られるようにするため、保護者及び地域住民等に協議の結果に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

(対象学校の運営に関する基本的な方針の承認)

第6条 校長は、教育課程の編成及び学校経営に関する全体構想について、毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得なければならない。

- 2 校長は、前項の規定により承認された基本的な方針に従い、対象学校の運営を行わなければならない。

(対象学校の運営等に関する意見の申出)

第7条 協議会は、対象学校の運営に関する事項（次項に規定する事項を除く。）について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。

- 2 協議会は、対象学校の職員の採用その他の任用に関する事項（特定の職員に関するものを除く。）について、教育委員会に対して意見を述べることができる。
- 3 協議会は、前2項の規定により教育委員会に対して意見を述べるときは、あらかじめ、校長の意見を聴取しなければならない。

(対象学校の運営等に関する評価)

第8条 協議会は、毎年度1回以上、対象学校の運営状況について、浜松市立幼稚園管理規則（平成2年浜松市教育委員会規則第6号）第21条第3項、浜松市立小中学校管理規則（昭和32年浜松市教育委員会規則第1号）第33条第3項又は浜松市立高等学校管理規則（昭和32年浜松市教育委員会規則第3号）第40条第3項に規定する評価を行わなければならない。

- 2 協議会は、毎年度1回以上、当該協議会の取組について自ら評価を行わなければならない。
- 3 前2項の評価について必要な事項は、別に定める。

(委員)

第9条 協議会は、委員10人以内で組織する。ただし、第4条第1項の規定により2以上の学校について一の協議会を置く場合は、委員15人以内で組織することができる。

- 2 校長は、次に掲げる者のうちから委員となることが適当と認められる者を選出し、教育委員会に推薦する。

- (1) 地域住民
- (2) 保護者
- (3) 対象学校の運営に資する活動を行う者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、校長が適当と認める者

- 3 委員は、前項の規定により推薦された者のうちから、教育委員会が任命する。

- 4 委員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項に規定する特別職の地方公務員とする。

(委員の任期)

第10条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(委員の解任)

第11条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、委員を解任することができる。

(1) 委員から辞任の申出があったとき。

(2) 心身の故障のため職務を行うことができないと認めるとき。

(3) 次条の規定に違反したとき。

2 校長は、委員が前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、直ちに教育委員会に報告しなければならない。

3 教育委員会は、委員を解任する場合は、当該委員に対して文書等によりその理由を示さなければならない。

(委員の守秘義務等)

第12条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

2 委員は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 委員としてふさわしくない行為をすること。

(2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教的活動等に不当に利用すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、協議会又は対象学校の適正な運営に著しい支障を及ぼす言動をすること。

(会長及び副会長)

第13条 協議会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 副会長は、委員のうちから会長が指名する。

4 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議の運営)

第14条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議長は、出席した委員の互選により、その都度定める。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 協議会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見や助

言を聴くことができる。

(会議の公開)

第15条 協議会の会議は、公開とする。

2 議長は、前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、議決により秘密会とすることができる。

3 議長は、必要があると認めるときは、傍聴人の退場を命じることができる。

(研修)

第16条 教育委員会は、委員に対して、協議会の役割及び責任、委員の役割及び責任等について正しい理解を得るため、必要な研修等を行うものとする。

(協議会の適正な運営を確保するために必要な措置)

第17条 教育委員会は、協議会の運営状況についての的確な把握を行うとともに、必要に応じて助言又は指導を行うものとする。

2 教育委員会は、協議会の運営が適正を欠くことにより、対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生じるおそれがあると認められる場合においては、当該協議会の適正な運営を確保するために必要な措置を講じるものとする。

3 教育委員会及び校長は、協議会が適切な合意形成を行うことができるよう必要な情報の提供を行うものとする。

(細目)

第18条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

令和7年度 第4回 犬居小学校運営協議会 会議録（要点記録）

- 1 開催日時 2026年2月2日（月） 13時55分から16時00分まで
- 2 開催場所 浜松市立犬居小学校 多目的ルーム
- 3 出席委員 渡辺 新五、小林 優太、酒井 まち子、山下 尚美
- 4 欠席委員 中 隆弘、栗田 幸尚、山下 光之
- 5 オブザーバー 花嶋 徳光（人権擁護委員）
- 6 学校支援コーディネーター 前田 浩子、岡田 久世
- 7 学 校 堀田 洋一（校長）、米山 香奈（教頭）、石川 雄飛（教務主任）
山崎 淳子（CSディレクター）
- 8 傍聴者 1人
- 9 会議録作成者 学校支援コーディネーター 岡田 久世
- 10 議長の選出

司会の教頭から、議長の選出について委員に意見を求めたところ、第1回と同様、会長を推挙する旨の発言があり、全員異議なくこれを承認した。

11 協議事項

- （1）令和7年度学校評価、子供たちの様子について
- （2）学校運営協議会の自己評価について
- （3）令和8年度学校運営の基本方針について
- （4）いじめ防止等のための基本的な方針について

12 会議記録

司会の教頭から、委員総数7人のうち4人の出席があり、過半数に達しているため、会議が成立している旨の報告があった。

（1）令和7年度学校評価、子供たちの様子について

議長の指示により、教務主任から資料を用いて説明があった。委員からは授業参観を踏まえ、以下の発言があった。

- ・子供たちが落ち着いている。1年間での成長を感じる。特に低学年は著しく成長していると思う。（酒井委員）
- ・一人一人が意欲的に授業に取り組んでいる。タブレットを低学年から積極的に使っていて驚いた。先生がじっくりと子供たちと向き合っていた。少人数の中で丁寧に学習が進められている。学校評価で課題に出された読書活動について、自分も読み聞かせボランティアを行っているので、読書がもっと好きになるように考えたいと思う。文を読み解いていくことが社会でも求められている。好きな作品に出会えるようになるといい。（山下尚委員）

→保護者（PTA）と学校が協力し、「読書キャンペーン」に取り組むといいのではないか。（渡辺会長）

- ・みんな、あいさつをしてくれたところが素晴らしいと感じた。プログラミングの学習

も興味深い、自分の子供にも様子を聞いてみたい。(小林委員)

- ・先生も児童も和気あいあいとした雰囲気があった。ICTの活用が進んでいてすごい。私自身も砂川小で複式学級を経験したが、先生との関係が近かった。犬居小との統合後、学年に80人もいて、「先生が遠く感じるようになった」という思い出がある。小規模校のよさを生かしてほしい。(花嶋オブザーバー)
- ・5年生の社会では、4人が一人ずつそれぞれの課題を追求していた。先生の支援が大変だと思うが、事前の準備が素晴らしいと思った。学校評価の結果から、保護者も協力してくれていると感じるが、なかなか家庭では本に向き合うのは難しいようにも感じる。(渡辺会長)

(2) 学校運営協議会自己評価について

事前にまとめた資料についての説明を受け、委員からは主に評価項目4「来年度の目標」について以下の発言があった。

- ・来年度も引き続き「春野ドリームプロジェクト」「子供たちのよりよい学校生活」ため支援していきたいという意見があり、有り難い。(教頭)

→令和8年は犬居小60周年になるが、児童数の減少が激しい。60年前は、子供が家庭でも役割があり、「共存・共助」の気持ちも強く、地域でみんなが協力していた。学校・先生が存在が大きく、有り難いと感じていた時代だった。以前のように学校のある有り難さ、子供がいてくれる有り難さを改めて感じ、みんなが自然と協力できる地域になるとよいと思う。子供がいない地域(自治会)は、学校への関心が低くなる。(酒井委員)

→もっと子供と学校のために、みんなに動いてもらうためにどうすればよいのか。自治会長も近くに子供がいないと学校に対し何をしてよいかわからないと思う。もっと学校の様子を見に来てもらうことができるといい。地域にはいろいろな人材がいるのに何をしてよいのかが分からない。(渡辺会長)

→特技がある人だけでなく、誰もが気軽に学校に来られるようになればと思う。観劇教室等の機会を生かしたい。図書室の地域開放ができると、子供たちとの触れ合いもできると思う。(酒井委員)

→ボランティアで来られると、自分が学校に通っていた頃の話等で盛り上がる。特別なことでなくても、学校に関われる機会を作れるとよい。(山下尚委員)

→自分自身、地域の方と触れ合うことが少なかったが、学校支援CDを務めるようになって、「地域の方にもっと学校に来てもらいたい」という欲が出てきた。「学校に来る機会」を増やすことが大切だと感じる。(前田学校支援CD)

(3) 令和8年度学校運営の基本方針について

校長が学校運営の基本方針について、グランドデザイン(案)、パワーポイントを使って説明をした。また、教務主任が令和8年度年間計画について補足した。

- ・第2回学校運営協議会の熟議を受けて、「かしこい子」「たくましい子」の目指す姿、取組の重点を変更した。新たな法律により、「業務量管理・健康確保措置」について

学校運営の基本方針の中で今後は必ず触れていくことになる。本校では、「働き方改革」ということで、今年度も触れている。(校長)

・気候の変動に配慮し、行事日程の変更を行った。(教務主任)

→いろいろ悩まれて計画されているように感じる。修学旅行が地域の祭典と近いところだが、参加者数の減少から、太鼓の練習等も個人練習になっているので大丈夫だと思う。(山下尚委員)

→小さい学校としては、行事が少し多いように感じる。登校の見守りの際、子供たちの様子を見たり、声を聞いたりするが、児童数も更に減り、「子供たちも大変」なのかなとも感じる。持久走記録会を授業の中で行っている学校もある。(酒井委員)

→持久走記録会は、「地域の中で子供が活動する」ということにも意義を感じている。ふれあい公園で行うことで地域の方にも元気を与えられるのでは。(校長)

→街の中を走れば、人はいるが、「ふれあい公園」では地域の人あまり来られないと思う。参観会を祖父母を含め、対象を広げることにはできないか。(渡辺会長)

→6月に学校公開日がある。来年度は60周年ということもあり、回覧で地域にも知らせていきたい。(校長)

→回覧だけでは参観者を増やすのは難しいと思う。「子供からの直筆の手紙」というのは効果があると思う。(酒井委員)

→回覧の内容、方法を検討したい。(校長)

協議の結果、全員異議なく令和8年度学校運営の基本方針を承認した。

(4) いじめ防止等のための基本方針について

教頭がいじめ防止等のための基本方針について、今年度の取組と来年度に向けての方向性について説明した。

・認知数は昨年度に比べ減少した。重大事態に該当する件はなかった。今後も未然防止早期発見に努める。(教頭)

・学校評価からも、児童数の減少や児童数一人の学年について、心配する保護者の声が聞かれる。来年度の学級編成についてはどのように考えているか？(渡辺会長)

→学級(複式)編成については、人間関係づくりの視点でも、一人学級とならないよう構想している。(校長)

13 その他、連絡事項等

(1) 夢育やらまいかCS加算分について

教頭より、第1回で提出された意見書の通り使用した旨の報告があった。

(2) 第3期学校運営協議会について

今年度で第2期が終了、第3期の第1回は令和8年4月24日(金)に開催する旨の報告があった。

(3) 学校行事の予定について

授業参観、6年生を送る会、卒業式等の日程、R8入学式は、入学予定児童が0人のため、実施されない計画であることが伝えられた。

(様式1)

令和8年4月24日

浜松市立犬居小学校
夢をはぐくむ学校づくり推進協議会
代表 酒井陽一郎 様

浜松市立犬居小学校運営協議会
会長 入手 昌彦

夢育やらまいか事業に対する意見書(案)

令和8年4月24日に開催した学校運営協議会において、下記の意見を議決しましたので報告します。

記

1 学校運営の基本方針を具現化するための意見

- ① 犬居小学校は、自分の課題に気づき、主体的、協働的に学び、学んだことを様々な場面で生かしていくことができるこどもを育成するために、体験活動や地域の学習素材を活用した学びの充実に取り組むべきである。

しかし、校区は天竜区春野町という山間地域にあるため、交通面（距離・経費）が活動の妨げになっている。

⇒遠足や校外学習等の経費（交通費）を充実させることで移動時間を短縮し、体験活動を活用した学びの充実を図ることができるようにする。